

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、庄原都市計画道路三・五・六号上野公園線、三・六・四号高小路線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和四年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

庄原都市計画道路三・五・六号上野公園線、三・六・四号高小路線

二 都市計画を変更する土地の区域

庄原市東本町一丁目、庄原市東本町二丁目、庄原市東本町三丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、広島県北部建設事務所庄原支所土木課、庄原市都市整備

課

四 縦覧期間

令和四年九月二十七日から令和四年十月十一日まで